

幼保連携型認定こども園
カトリック志布志幼稚園

園 則

概要

【第3版】

(学)カトリック大隅学園
幼保連携型認定こども園
カトリック志布志幼稚園

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この認定子ども園（以下、本園）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条第23条の規定及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「改正認定こども園法」）第9条・第10条の規定及び、カトリック保育理念により幼児を保育し、最適な環境を与え、幼児の身体の順調な成長と精神の健全な発育を助長することを目的とする。

(名 称)

第2条 本園は、学校法人カトリック大隅学園 幼保連携型認定子ども園 カトリック志布志幼稚園と称する。

(住 所)

第3条 本園は、鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目17番18号に置く。

(運 営)

第4条 本園はその目的を達成するために、教育基本法(平成18年法律120号)、「改正認定こども園法」、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び「志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守して事業を実施する。

(保護者・地域との連携)

第5条 本園はその目的を達成するために、園児の保護者と密接な連携を図り、地域社会との交流及び連携を図り、園の運営内容を適切に説明し、園児や地域の子育て家庭の支援を行うことに努める。

第2章 教職員組織および教育保育内容

(教育保育年限等)

第6条 本園に入園できる幼児は、0歳から小学校就学の時期に達するまでの幼児とする。

(収容定員)

第7条 本園の子ども子育て支援法の認可定員は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 50名
- (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 30名
- (3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 20名

2 本園の子ども子育て支援法の利用定員は、志布志市との利用調整を受けて次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児 50名
- (2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 30名
- (3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 20名

(教職員組織)

第8条 本園は、「改正認定子ども園法」他関係法令に基づき、次の職員をおく。

- (1) 園長 1名（園務を総括し、所属職員を指揮監督する）

- (2) 副園長 1名（園長を補佐する）
- (3) 主幹保育教諭 1名（園長を補佐し、教育保育内容について他の保育教諭を統括し、地域の子育て支援を行う）
- (4) 保育教諭 6名以上（教育保育に従事し、その計画立案・実施・記録及び家庭連絡等を行う）
- (5) 事務 1名（園長を補佐し、園の運営管理事務を行う）
- (6) 調理 数名（園児の発達段階の応じた献立を作成し、献立に基づき給食等を調理する）
- (7) 補助 数名（教育保育や運営管理事務その他の園務の補助を行う）

（嘱託）

第9条 本園には下記の嘱託を置く。

- (1) 内科医
- (2) 歯科医
- (3) 薬剤師

（職員の研修）

第10条 本園はその目的を達成するために、職員研修計画を定めて、職員の資質向上・必要な知識技能の習得に努める。

（教育保育内容）

第11条 本園の保育内容は、認定子ども園教育保育要領の健康、人間関係、環境、言葉、表現等の領域とし、同時にモンテッソーリ教育法を取り入れる。

第3章 教育保育日数、学期および休園日

（教育保育日時数・開所時間）

第12条 1号認定：教育日数は、週5日とし、1日の教育時間は原則として4時間とし、年間39週を下回らない。

2・3号認定：教育保育日数は週6日、1日の保育時間は8～11時間とする。開所日は別紙の年間計画とする。但し、天候や伝染性疾患の流行等により閉園することもある。

2、本園の開所時間は7：30～18：30 とする。

（学 期）

第13条 1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- 第2学期 9月1日から 12月31日まで
- 第3学期 1月1日から 3月31日まで

（休園日）

第14条 本園の休園日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（1号認定児のみ）
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (4) 年末年始（12月29日～1月3日）

- (5) 夏冬春の長期休業日（1号認定児のみ）
- (6) 職員の研修日
- (7) 入園式・卒園式等の特定の行事日(行事参加対象児以外)
- (8) 年度末休園日（3月末の日曜日と祝祭日を除く2日間）

第4章 入園、休園、退園、修了および表彰

（入園の条件・選考基準）

第15条 建学の精神である、キリスト教の隣人愛に基づく教育保育に賛同される方の幼児とする。

- 2、定員を上回る入園希望があった場合は、原則として入園申し込みの先着順とする。但し、特別な事情があり園長が認める場合は、この限りではない。
- 3、本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用調整及び要請に対し、志布志市特定教育保育施設運営基準条例により、できる限り協力する。

（入園申し込み手順と利用開始に関する事項）

第16条 1号認定:保護者が入園事務手数料を添えて園に直接申し込む→園から入園内定通知→居住市町村へ1号認定申請→各市町村から1号認定証交付→保護者と園が利用契約締結→利用開始

2・3号認定:保護者が居住市町村へ「保育の必要性」の認定申請→各市町村から認定証交付→保護者が各市町村へ利用希望申込み→各市町村が利用調整→利用園の決定後に利用契約締結→利用開始

（休園および退園と利用終了に関する事項）

第17条 休園および退園しようとするときは、幼児の保護者から園長にその旨届け出なければならない。

2、本園は、以下の場合には教育保育の提供を終了するものとする。

- (1)園児が小学校に就学した時
- (2)3号認定児の保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3)2号認定児の保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなり且つ1号認定児として園と利用契約を締結しなかったとき
- (4)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（修了）

第18条 本園所定の教育保育課程を修了した幼児には、修了証書を授与する。

第5章 入園手数料、保育料、その他の経費

（経費）

第19条 本園においては、志布志市特定教育・保育施設運営基準条例により「基本保育料」、本園の教育保育の質の向上を図るために「特定保育料」、「実費」を以下の通りに定める。実費の金額等については当該年度の重要事項説明書で定める。

- (1) 入園手数料：(入園手続き時)
- (2) 基本保育料：1号認定児 無料 2号認定児 無料
3号認定児 園児が居住する市町村が定める額(月額)
- (3) 特定保育料「モンテッソーリ教育費」：(月額)
※モンテッソーリ教育の質向上のため
- (4) 特定保育料「施設整備費」：(月額)
※園舎等の整備のため
- (5) 特定保育料「教材費」：(月額)
※教育保育教材のため
- (6) 特定保育料「食育費」：1号認定児(月額)
2号認定児(月額)・3号認定児(無料)
※給食・食育の質向上のため
- (7) 実費
 - ①絵本代
 - ②バス運行協力費
 - ③預かり保育料
 - ④制服・体操服・帽子・靴等
 - ⑤保育用品
 - ⑥各種行事費
 - ⑦保護者会費
 - ⑧災害備蓄品代
 - ⑨卒園対策費

2、在籍園児の保護者は、当該幼児の出席の有無にかかわらず、前項第2号から第6号までの経費を毎月25日までに、その月分を園長に納付しなければならない。

第20条 既納の入園手数料、保育料、その他の経費は、その時の状況により園長の判断で一部もしくは全額を返還することができる。

第21条 保育料、その他の経費は、保護者の実情に応じ園長の判断により減免することがある。

第22条 保育料を2ヶ月以上滞納した場合、園長は除籍処分をすることができる。

第6章 非常時における事項その他

(緊急時における対応及び非常災害対策)

第23条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、「改正認定こども園法」において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、

同法第29条の規定により危険等発生時対処要領を作成し、訓練等を行う。

2、本園は、「改正認定こども園法」において準用する学校保健安全法及び志布志市特定教育保育施設運営基準条例に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待防止の為の措置)

第24条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待・懲戒に係る権限濫用の防止を図る為に責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第25条 本園は、職員及び職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の個人情報等を漏らす事がないように必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第26条 本園は、行った教育保育並びに子育て支援に関する園児又は保護者からの苦情については、別に定める苦情処理組織によってその解決に努める。

第27条 この園則の実施について必要な細則は、園長が定める。

附 則

この園則は、平成27年4月1日から施行する。

この園則は、平成28年4月1日から施行する。【第2版】

この園則は、平成31年4月1日から施行する。【第3版】